

# 社会政策学会旅費規程

(2017年6月3日総会決定)

## 第1条 【旅費の請求と支給】

旅費を請求できるのは、以下に該当する者で勤務地が会合地から60キロ以上離れている者とする。ただし、各号ごとに、各年度において旅費を請求できる会合の回数の上限を、幹事会が定める。旅費請求を受けた会計幹事は、特別な事情がない限り請求通りに旅費支給の手続きをとる。

- (1) 幹事および会計監査で幹事会に出席した者
- (2) 春季大会企画委員および秋季大会企画委員で大会企画委員会に出席した者
- (3) 編集委員で編集委員会に出席した者
- (4) 国際交流委員で国際交流委員会に出席した者
- (5) 学会賞選考委員で学会賞選考委員会に出席した者
- (6) 広報委員で広報委員会に出席した者
- (7) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会に出席した座長と報告者・指定討論者(会員)
- (8) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会、および大会に出席した非会員の報告者
- (9) 社会政策関連学会協議会の協議員ないし参与協議員で協議員会に出席した者
- (10) 日本経済学会連合の評議員で評議員会に出席した者

## 第2条 【往復交通費の定義】

本規定で往復交通費とは前条に定める会合参加のために実際に要した交通費を意味し、可能な限り割引運賃を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

## 第3条 【支給率】

第1条の各号に該当する場合、往復交通費の全額を上限として、請求に応じて支給する。

## 第4条 【大会時の特例】

第1条(1)～(7)の各号に該当する場合、春季大会および秋季大会の前日および当日の会合については旅費を請求できない。

## 第5条 【非会員の大会共通論題報告者】

第1条(8)号に該当する非会員の共通論題報告(国内勤務者)は、大会開催の前年度と当年度を通じて3回まで往復交通費全額及び1泊1万円を上限として宿泊費を請求することができる。

附則1 本規程は2017年6月3日より施行する。

附則2 2015年6月27日改正後の本規定第1条、第2条、第3条は、2015年度会計に係る旅費から適用する。

制 定 2002年10月19日

一部改正 2004年5月22日(支給対象者に編集委員および共通論題座長を加え、回数制限を廃止)

一部改正 2006年6月3日(支給対象者に国際交流委員を追加)

一部改正 2008年5月24日(支給対象者に学会賞選考委員を加え、支給率をスライド制)

に変更)

- 一部改正 2009年5月23日(支給対象に広報委員会を加える)
- 一部改正 2009年10月31日(非会員の旅費に宿泊費を加える)
- 一部改正 2012年5月26日(旅費支給率を上昇)
- 一部改正 2015年6月27日(旅費を原則全額支給に改める. 附則2を追加)
- 一部改正 2017年6月3日(支給対象に社会政策関連学会協議会の協議員会と日本経済学会連合の評議員会を加える)